

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月31日
【会社名】	株式会社ソルクシーズ
【英訳名】	SOLXYZ Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長尾 章
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目1番21号
【電話番号】	03-6722-5011
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 金成 宏季
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目1番21号
【電話番号】	03-6722-5011
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 金成 宏季
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年3月29日開催の当社第42期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案 第1号議案から第4号議案まで>

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当金に関する事項
配当財産の種類
金銭
配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12.0円 総額293,679,144円
剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件
「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款の一部を変更するものであります。
監査等委員会による監査体制の強化とコーポレートガバナンスの一層の充実を目的として、定款第19条にある監査等委員である取締役の員数の上限を1名増員し、5名とするため、定款の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件
長尾章、萱沼利彦、長尾義昭、秋山博紀、小森由夫、金成宏季、渡辺博之、樺嶋利保、江口健也、市川恒和、甲斐素子の各氏を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
石田穂積、中田喜與美、前田裕次、佐野芳孝、青木満の各氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

<株主提案 第5号議案から第6号議案まで>

第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
前田朋己氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 自己株式の取得の件
本定時株主総会終結の時から150日以内に、当社普通株式を70万株、取得価額300百万円を限度として、金銭の交付をもって取得するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	189,172	505	0	(注)1	可決 99.72%
第2号議案	188,381	1,314	0	(注)2	可決 99.30%
第3号議案					
長尾 章	176,135	13,550	0	(注)3	可決 92.85%
萱沼 利彦	186,411	3,274	0		可決 98.26%
長尾 義昭	186,420	3,265	0		可決 98.27%
秋山 博紀	186,439	3,246	0		可決 98.28%
小森 由夫	186,394	3,291	0		可決 98.25%
金成 宏季	186,352	3,333	0		可決 98.23%
渡辺 博之	185,845	3,840	0		可決 97.96%
樺嶋 利保	186,435	3,250	0		可決 98.28%
江口 健也	186,442	3,243	0		可決 98.28%
市川 恒和	186,170	3,515	0		可決 98.14%
甲斐 素子	186,415	3,270	0		可決 98.27%
第4号議案					
石田 穂積	185,573	4,112	0	(注)3	可決 97.82%
中田 喜與美	185,228	4,457	0		可決 97.64%
前田 裕次	185,748	3,937	0		可決 97.91%
佐野 芳孝	177,839	11,846	0		可決 93.74%
青木 満	182,701	6,984	0		可決 96.31%
第5号議案	10,920	178,759	0	(注)3	否決 5.76%
第6号議案	15,580	174,109	0	(注)1	否決 8.21%

(注) 本総会の各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分の議決権行使の内容と、当日出席の株主(委任状による代理出席者を含む)から各議案の賛否に関して確認できた議決権行使の内容により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことが明らかであったため、本総会当日出席株主の議決権の数の一部を加算しておりません。

また、賛成又は反対の割合については、本総会当日出席株主のうち賛否を確認できなかった株主の議決権数(11個)も分母に加算して計算しております。

以上